

高齢者施策のあり方の基本的な考え方  
～高齢者施策の再構築を目指して～

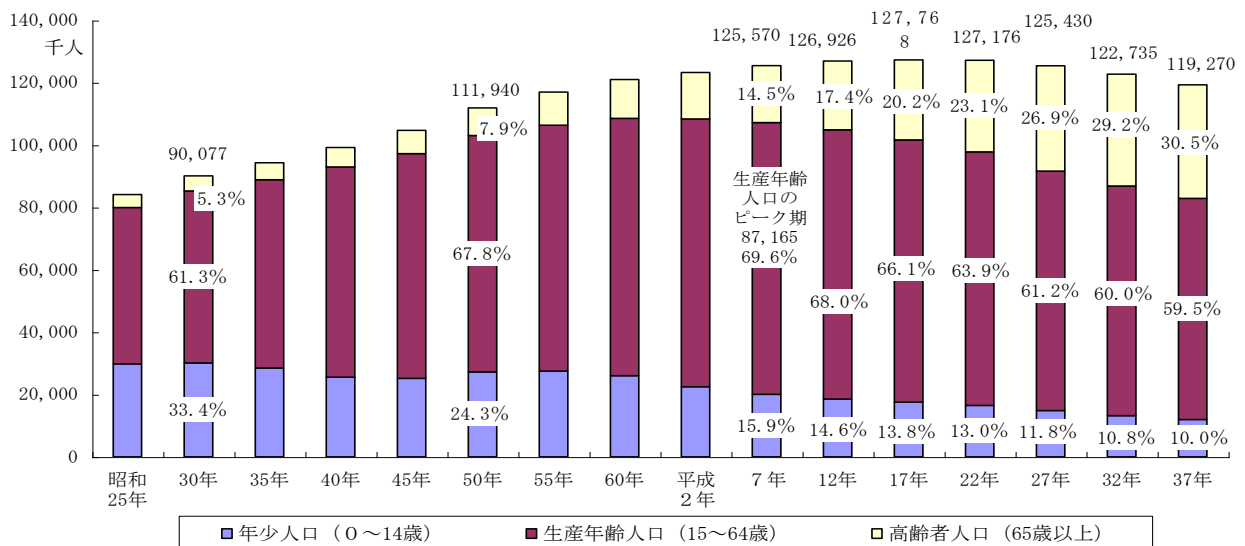
I 背景

本市の高齢者施策については、昭和38年の老人福祉法の制定以降、介護保険制度など国の制度改正などに対応しつつ、時代の要請にこたえながら充実に努めてまいりました。しかし、人口の減少、少子高齢化といった人口構造の大きな変化や、ひとり暮らし高齢者の増加、地域コミュニティの弱まりなどといった、これまで施策を支えてきた社会経済情勢に大きな変化が生じ、これらに伴い社会保障関係経費が増大するとともに、今後さらに新たな課題への対応が求められることが予想されます。

我が国は、さらに高齢者が増加し続け、戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）が75歳以上になる平成37年には、高齢化率が30%近くに達すると見込まれており、本市も全国と同様の傾向を示すことが予想されます。

このことは、現行の高齢者施策の水準を維持したままでは、高齢者施策関係経費が爆発的に増加することを意味します。このような人口構造の変化などが一層進んでいく社会にあっても、高齢者福祉施策としての「支援の必要な人には必要な支援を」という基本的な機能を維持するために、高齢者施策の再構築を図ることは差し迫って重要な課題であると考えています。

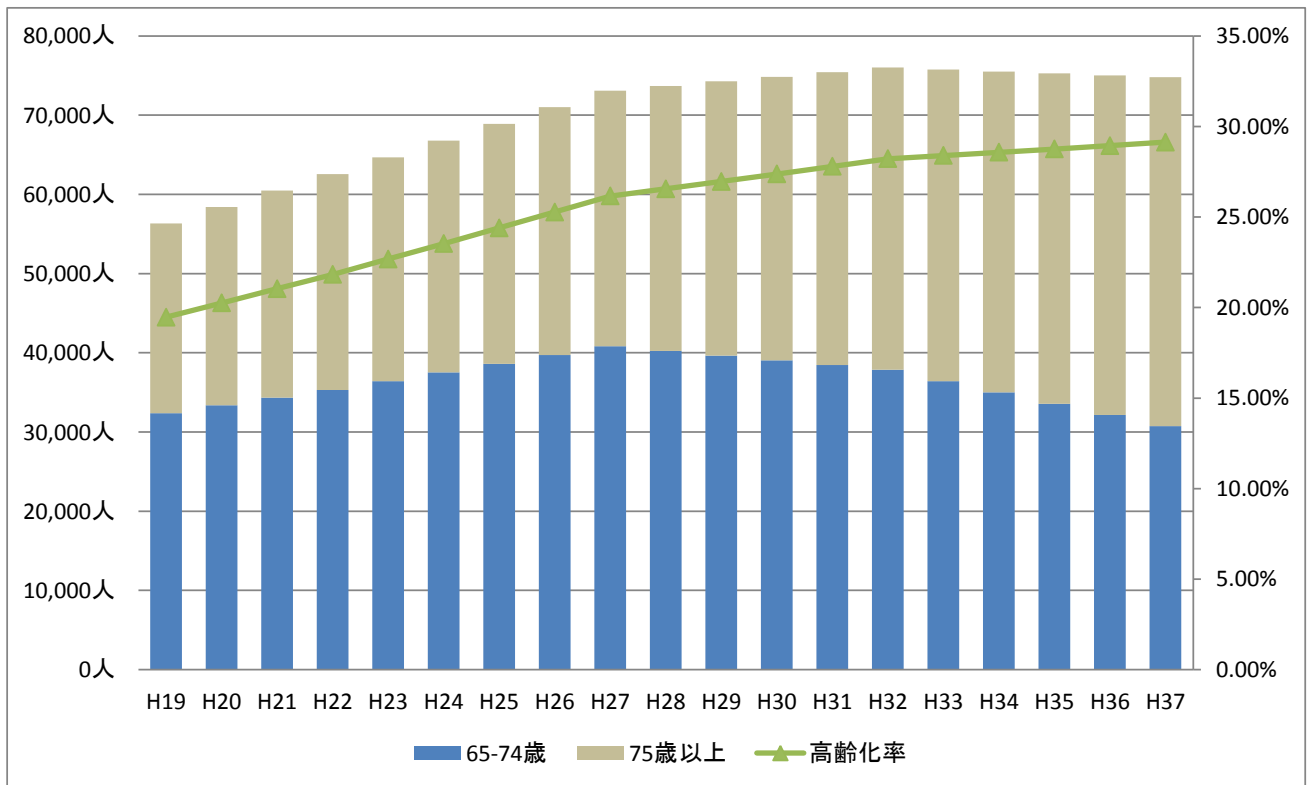
○グラフ1 わが国の人口の推移と将来推計



	昭和25年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成32年
65歳以上 / 20～64歳	1人 / 10.0人	1人 / 9.5人	1人 / 8.5人	1人 / 6.6人	1人 / 5.1人	1人 / 3.6人	1人 / 2.6人	1人 / 1.9人

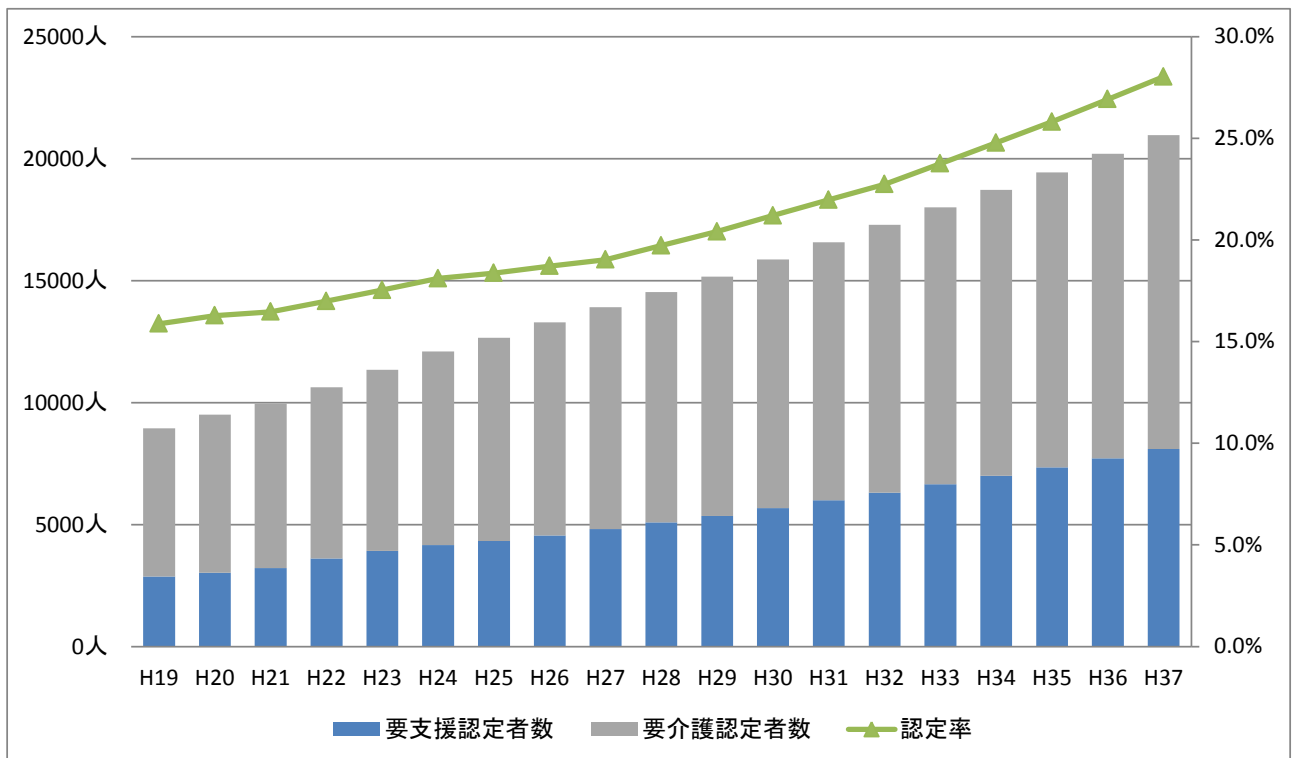
出典：厚生労働白書

○グラフ2 明石市の高齢者人口の推移と将来推計



資料：国勢調査

○グラフ3 明石市の要介護等認定者の推移と将来推計



## Ⅱ 基本的な考え方と方向性

これらの状況を踏まえ、今後の本市の高齢者施策のあり方としては、「健やかで安心して暮らせるまち」の実現を目指し、健康でご活躍いただける高齢者には、より一層健康づくりや介護予防に関心を持っていただき、積極的に生きがいを持って就労や社会参加いただけるよう、また、要介護や認知症の状態など、支援が必要な高齢者には必要な支援が行き届くよう、高齢者施策の再構築を図っていく必要があるものと考えています。

以上のような高齢者施策のあり方に関する基本的な考え方に立ち、以下の3点のとおり施策を整理します。

- 1 「支援の必要な人には必要な支援を」という観点から、権利擁護の取り組みや、「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための体制づくり」の強化などの施策の推進に重点的に取り組み、高齢者福祉施策の機能強化を図ります。
- 2 「元気高齢者は地域活動の担い手」という観点から、高齢者の地域活動を支援する元気高齢者施策については、地域住民との協働を図るなかで取り組みを進めます。
- 3 一定の年齢に達した高齢者に一律に給付する元気高齢者施策について、不可欠性、有効性などを改めて検証し、市民や市議会のみなさまと意見交換を行いながら見直しを図ります。



### Ⅲ 今後の取り組み項目

以上を踏まえて、以下の項目に区分して取り組みを進めます。

#### 1 「支援の必要な人には必要な支援を」

##### (1) 権利擁護に向けた取り組み

###### ① 後見支援事業の利用促進

判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守るため、関係機関と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用支援などを促進します。

###### ② 高齢者虐待防止の推進

家庭や施設における高齢者の虐待防止に向けて、明石市や関係機関、市民による一体的な取り組み体制を整備し、問題解決に向けた施策を展開します。

###### ③ (仮称) 後見支援センターの設置

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれており、(仮称) 後見支援センターを設置することにより、成年後見制度の一層の普及と浸透を図る組織的支援体制を整備します。

##### (2) 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための体制づくりの強化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるための体制づくりの拠点である地域包括支援センターや在宅介護支援センターのあり方について検討を行い、医療などとの連携や権利擁護に係る専門的支援、地域住民などとの協働のための調整役としての役割を果たせるよう体制強化を図ります。

あわせて、既存の要援護者に関わる行政や専門職など多種多様な地域資源のネットワークである明石市要援護者保健医療福祉システムとの整合性を図るなどの見直しを検討します。

##### (3) 高齢者の居場所づくり及び見守り体制の構築

###### ① (仮称) 地域ふれあいレストランの開設

食事を通して、高齢者相互や高齢者と地域住民が交流できる場であ

る（仮称）地域ふれあいレストランを開設しようとする市民活動団体に対し、所要経費の一部を補助することを検討し、ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

② ふれあい会食事業の充実

ひとり暮らし高齢者などの孤食や閉じこもりを防止することを目的とするふれあい会食事業の充実を図るとともに、地域住民のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、事業運営の自由度を増し効率的な事業展開に努めます。

③ ミニケア・ふれあいサロンの充実

地域における身近な共助活動により、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、ミニケア・ふれあいサロンの充実を図ります。

④ 業務提携による重層的な見守りネットワークの構築

県の地域安心見守りネットワーク事業とともに、事業活動を通じて高齢者の接する機会の多い民間事業者などと明石市が業務提携し、異変のある高齢者や何らかの支援を必要とする高齢者を早期発見・早期通報するなどの重層的な見守りネットワークの構築を図ります。

（４）認知症高齢者への支援の充実

① グループホームなどの施設整備

認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとした地域密着型サービスの拡充を図ります。

② 認知症サポーターの養成

認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症サポーターを養成し、認知症についての正しい知識の普及や啓発を図るとともに、認知症サポーターの自主的な活動が認知症高齢者を支える地域づくりへと広がりを見せるよう、その活動を支援します。

## (5) 災害時要援護者支援の推進

災害時要援護者に対して、災害時要援護者台帳への登録を働きかけるとともに、災害時要援護者名簿を活用し、明石市と地域とが一緒になり、災害時要援護者支援の取り組みを広げます。

## (6) 健康づくり・介護予防の推進

新あかし健康プラン21に基づき、市民の健康管理や健康促進を所管する部署と連携を図りながら、健康な状態を長く維持できるよう、生活習慣病の予防に重点的に取り組むとともに、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握し、生活機能の低下予防に取り組めます。

## 2 「元気高齢者は地域活動の担い手に」

### (1) 元気高齢者の活躍できる場の充実

#### ① シルバー人材センターによる地域貢献

就労を通じての高齢者の生きがいづくりに貢献するシルバー人材センターが、小学校区ごとのまちづくり活動の一翼を担い、要援護高齢者を対象とする地域活動などをより強化できるよう支援します。

#### ② 高年クラブ活動の促進

高年クラブは、地域コミュニティづくりの担い手として期待できる高齢者組織であり、支援の充実を図り地域貢献活動を促進します。

#### ③ 地域活動の担い手となる人材養成（高齢者大学等）

高齢者の学習の場であるとともに、地域社会活動の指導者の養成の場である高齢者大学等において、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図ることにより、地域活動の担い手となる人材を養成します。

### (2) 地域の自主性及び自立性の向上

#### ① 敬老会開催事業

敬老会開催事業については、敬老会への参加率が20%にとどまっていることや、自主的な取り組みを行う地域が増えていること、開催内容が記念品の贈呈という一律給付的な要素が強いこと、開催にかかる自治会等実行委員会の事務負担が大きいなどのことから、市主催の敬

老会は廃止も含めて見直すこととし、地域との協働により高齢者のニーズに即したあり方を検討します。

② 老人憩の家設置運営事業

老人憩の家は、自治会館の一室を老人憩の家と指定しているものがほとんどであり、また、現状では利用実態に公平性に欠ける面があることから、市の委託は廃止し、地域が実施する方向で見直します。

**3 一律的な給付事業の見直し**

敬老優待乗車証事業や高齢者ふれあい入浴事業、敬老金支給事業、はり・灸・マッサージ施術事業、長寿写真撮影事業については、今後の高齢者数の増加に伴う事業費の増加に直結するため、廃止の方向で検討を進めます。